

京都市告示第 332 号

道路法第 18 条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から 14 日間一般の縦覧に供します。

平成 20 年 11 月 5 日

京都市長 門川 大作

道路の種類 市道

供用開始の期日 告示の日

路線名及び道路の区域

路線名	区 間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
一乗寺経44号線	左京区一乗寺中ノ田町100番地の10地先から 同町23番地地先まで	旧	メートル 23.10	メートル 4.95
		新	23.10	6.00
一乗寺緯53号線	左京区一乗寺中ノ田町22番地の1地先から 同町21番地地先まで	旧	40.40	5.50 ~ 11.50
		新	40.40	5.97 ~ 12.00
東第一緯4の1号線	左京区一乗寺大原田町22番地の3地先内	旧	12.70	3.20 ~ 3.95
		新	11.80	9.38 ~ 12.15

(建設局土木管理部道路明示課)